

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アゼルバイジ ヤン	バクー市ムジュビク変電所改修計画のための贈与に関する日本 国政府とアゼルバイジャン共和 国政府との間の交換公文	バクー市ムジュビク変電所改修計画を実施するため に必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	880,000千円 H19.3.31まで	H18.5.31 バクーで (同日)	日本側 中島英臣在アゼル バイジャン臨時代理大使 アゼルバイジャン側 ヤグ フ・エユーボフ第一副首 相	H18.6.13 321号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。